

## 4 計画策定の背景

平成 18 年 10 月 13 日「安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会」が発足し、新市の計画策定に入りました。

平成 19 年 3 月に男女共同参画社会に関する安曇野市市民意識調査を満 18 歳以上の市民 3,000 人（回答率 44.5%）、市内の 200 事業所（回答率 57.0%）を対象に実施しました。また、平成 19 年 7 月には公募市民と共に 2 回のワークショップを開催し、そこで出された問題などを含め推進委員会で検討や話し合いを重ねて、計画の目標から内容までの成文化を進め、「安曇野市総合計画」に基づき、平成 20 年 3 月に「安曇野市男女共同参画計画」を策定しました。

### どうして男女共同参画社会の実現が必要か

1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年以来、男女平等社会の世界的な取り組みは、男女の差別をなくすことや、女性が力をつけることから始まりました。

我が国でも平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を定めて、各々の自治体でその計画作りや推進に力をそいできました。

21 世紀に入っても少子高齢化はますます進行し、中核となって社会を支える人口は減少しています。

社会経済情勢の急速な変化や情報技術の進歩などにより、私たちを取り巻く地域社会も、暮らしも大きく変化しています。また、家族や地域のあり方も多様化する中で、高齢者介護や子育てに関わる事など、個々では解決できない課題が増えています。

特に安曇野市は、農山村の土地や環境・景観も守りながら暮らす背景には、主たる職業と農業などの家業を維持するなど、都会や街区と異なる広汎な農山村地域の課題も多いのが実情です。

このような現状を踏まえて充分に話し合い、男性も女性も自分の力を發揮して、協働の力で活力ある豊かな社会を築いていくために、お互いが認め合い支え合いながら、思いやりの心ですめる男女共同参画社会の実現を目指すことが大切と考え、「安曇野市男女共同参画計画」を策定するものです。

### ※男女共同参画社会とは…

「男女共同参画社会」とは、男性と女性があ互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に發揮することができる社会

## 5 計画の位置づけ

本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」及び県の「第 2 次長野県男女共同参画計画」を踏まえ、安曇野市総合計画を上位計画として、「安曇野市男女共同参画計画」を策定したものであります。また、多岐の分野にわたるものであるため、各々の分野での施策の基本方針と連携を図っていくものです。



## 6 計画推進の体制

### 1 市民参加による推進

男女共同参画社会の実現を促進するためには、安曇野市男女共同参画計画について市民の皆さん一人ひとりが理解を深め、問題意識を持つことが大切です。お互いの人権を尊重し、生き生き暮らすことができるまちづくりを目指して、市民・事業者・安曇野市男女共同参画連絡協議会・関係団体と市が連携し「安曇野市男女共同参画計画」を推進します。

### 2 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会

「安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会」において、計画の推進状況を把握し推進します。

### 3 庁内推進体制の整備

男女共同参画施策は広範囲にわたるため、安曇野市では計画の全てについて各課との連携を図り協力体制により「安曇野市男女共同参画計画」を推進します。

### 4 国・県・関係団体との連携協力

国・県・関係団体との連携を図り、近隣市町村と協力し「安曇野市男女共同参画計画」を推進していきます。

# 認め合い 支え合い 輝く安曇野

平成 20 年度～平成 24 年度

## 安曇野市男女共同参画計画



### 認め合い 支え合い 輝く安曇野

安曇野市男女共同参画計画

平成 20 年 3 月

発行 安曇野市  
編集 安曇野市 総務部 人権尊重課  
安曇野市豊科 4932番地 46  
電話 0263-71-2000



## 計画の内容

### 1 計画策定の趣旨

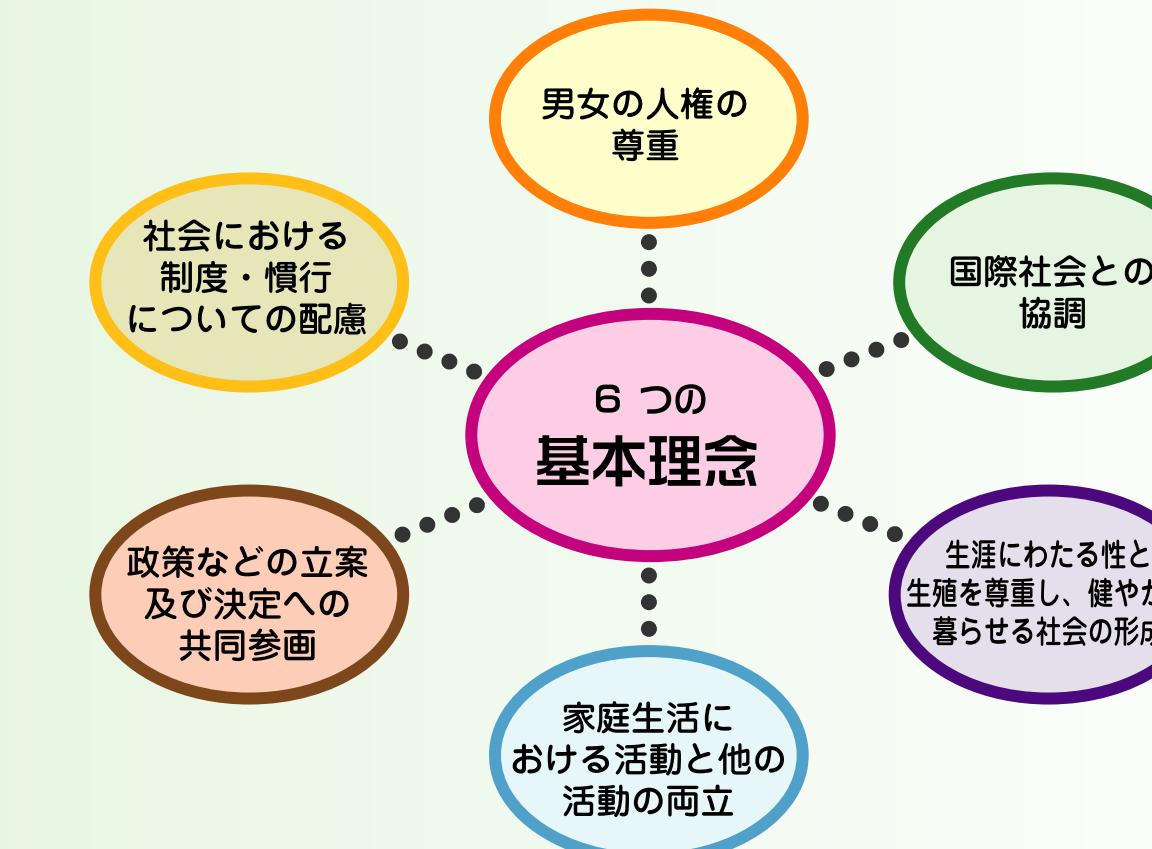
男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別によって制約されることなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、誰もが願うことです。

しかし、現実には、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場面に、性別による役割分担意識などが依然として根強く残っており、男女の人権尊重と平等に向けた取り組みが十分とは言えない状況であります。

男女共同参画社会を実現するためには、このような意識を改め、男女が共に多様な生き方を選択でき、人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、お互いが対等なパートナーとして協力し合うことができる社会づくりが必要です。

### 2 基本理念

男女共同参画社会の実現を目指して  
**6 つの基本理念**



### ※参加と参画

参加とは市民組織の一員として社会活動に加わることで、参画とは意志決定の場や計画づくりの場から責任を持って最後まで加わること

### 3 計画の期間

平成 20 年度から 5 年間（社会情勢等により検討見直し）